

INFORMATION RELEASE

ミサワホーム株式会社 〒163-0833 東京都新宿区西新宿 2-4-1 Tel. 03(3349)8088 (広報直通)

2014年3月4日

ミサワホーム独自の木質パネル接着工法

林野庁の木材利用ポイント事業の対象に

- 北海道で建築する木質系工業化住宅にポイントを付与
- ポイントは地域の農林水産品や商品券などと交換可能
- 即時交換については「M-Wood (エムウッド) 2」が利用可能

ミサワホーム株式会社(代表取締役社長執行役員 竹中宣雄)が主力工法として採用する木質パネル接着工法が、林野庁の木材利用ポイント事業の対象工法に指定されました。札幌工場で生産された構造材を使用し北海道で建築する木質系工業化住宅で、2014年4月1日から2014年9月30日までに工事着手した建物が該当します。

木材利用ポイント事業は、林野庁が昨年4月より実施しているもので、対象地域材を主要構造材などとして過半使用する「木造住宅」や対象地域材を用いた登録建築材料を使用する「内装・外装木質化」などに対してポイントが付与されます。「木造住宅」については、あらかじめ定められている木造軸組工法や枠組壁工法などのほか、各都道府県に設置される協議会の推薦を受け、基金管理委員会が事業目的に照らして適切と認めた工法も対象になります。

札幌工場では1970年の操業以来、地元林業の活性化や資材の安定調達を目的に、フィンランドなどからの輸入材に加え、道産材を木質パネルの枠材・芯材や土台などに使用しています。この取り組みが評価され、昨年12月24日付で「北海道において、カラマツ又はトドマツを主要構造材等として材積の過半使用する木質プレハブ工法」として対象工法に指定されました。

今回の指定により、同工場で生産された木質パネルを使用し、北海道で建築される2階建及び3階建木質系工業化住宅^{*1}が対象になり、1棟あたり30万ポイントが付与されます。

さらに、北海道では「内装・外装木質化」についても、登録建築材料のフローリングを使用することで別途ポイントが付与され、合算で最大60万ポイントまで可能になります。

北海道以外^{*2}の木質系工業化住宅については、「内装・外装木質化」のみ利用可能で、登録建築材料のフローリング及び外壁材^{*3}も用意しており、使用量に応じて最大30万ポイントが付与されます。

また、ミサワホームの“耐震木造住宅”MJ Wood (エムジェイウッド)は、もともと対象工法である木造軸組工法を採用しているため、対象地域材を柱や土台に使用する「ヒノキ集成材仕様」などを選択することで、北海道だけでなく全国^{*4}でポイントが付与されます。

ポイントは地域の農林水産品や商品券などと交換できるほか、建物本体と一体的に施工する別の木材を使用した工事の代金に充てられる即時交換^{*5}も可能で、即時交換については、ミサワホームが独自開発した100%リサイクル素材「M-Wood (エムウッド) 2」を使用した工事でも利用できます。

ミサワホームグループは、今後も森林資源の恩恵を受けている企業として森林の適正な整備や保全などに貢献できるように、地域材の利用促進に取り組んでいく考えです。

- ※1 120mm厚の木質パネルを使用した建物が対象です。平屋・増築は、対象地域材が主要構造材などにおいて材積の過半に相当する量に達しないため、ポイント付与の対象となりません。
- ※2 及び 4 沖縄県を除く。
- ※3 外壁材については、3月31日までに請負契約、もしくは売買契約が成立していることが条件となります。
- ※5 即時交換は、付与される木材利用ポイントの50%が上限です。

■木質系工業化住宅の構造躯体



全体イメージ



壁パネルの構造イメージ



内部イメージ

以上

この件に関するお問い合わせ先

ミサワホーム(株) 経営企画部 広報・IR課 武田路和 村田祥生

TEL : 03-3349-8088 / FAX : 03-5381-7838

MAIL : Hiroo_Murata@home.misawa.co.jp